

水道法改正に対する川越市上下水道局の考え方について

水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され、重要なライフラインの一つである水道に対する関心が高まりを見せたことにより、川越市上下水道局（以下「局」という。）では、利用者であるお客様から改正の影響に関する問い合わせを多く頂戴している状況である。

本市の水道事業は地方公営企業法が適用されており、原則として、お客様からの水道料金により支えられている。

そこで、局の職員一人ひとりが、お客様の懸念に真摯に対応し更なる信頼性の向上に努められるよう、水道法改正に対する局の考え方を次のとおり定めるものとする。

1 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図ろうとするため、各措置を講ずるものである。

2 局に関連する改正の概要と対応

(1) 関係者の責務の明確化

市は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。また、水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

【対応】

局は、本年度中に「川越市上下水道ビジョン」を策定する予定であり、また、次年度中に同ビジョンの下位計画である「(仮称)川越市上下水道事業経営戦略」を策定する予定である。

今後、これら基本計画のもと、責務に応じた水道の基盤の強

化を図る。

(2) 広域連携の推進

県は、基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができるものとする。また、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を組織することができるものとする。

【対応】

県においては、平成 21 年度に埼玉県水道広域化協議会が設置され、その後、平成 23 年度に埼玉県水道整備基本構想が策定された。

局は、同構想に掲げられた水道広域化を推進するため、平成 23 年度に近隣の水道事業者と埼玉県水道広域化実施検討部会（第 3 ブロック）を組織し、以後必要な事項を検討してきた経緯がある。

局としては、引き続き、県の広域化推進の動向に留意し、県や第 3 ブロック会員（※）と協議を続けていく。

※ 第 3 ブロックは、川越市（会長）、越生町（副会長）、川島町、毛呂山町及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団の 6 団体をもって構成されている。

(3) 適切な資産管理の推進

水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つための維持及び修繕、適切に管理するための水道施設台帳の作成及び保管をしなければならない。

また、長期的な観点からの水道施設の計画的な更新、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しの作成及び公表に努めなければならない。

【対応】

管路施設については、既に水道施設の台帳整備が完了しており、今後も老朽管更新計画に基づき、適切に更新を実施する。併せて、GIS（地理情報システム）を活用した適切なデータ管理を継続する。

浄水場等の施設・設備については、第三次浄水場整備事業等に基づき、引き続き計画的な維持管理を進める。併せて、早期に施設台帳を作成する。

また、アセットマネジメント、（仮称）川越市上下水道事業経営戦略等の各種計画において、水道施設の更新に関する収支見通しを作成、公表する。

(4) 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み（コンセッション方式）を導入するものである。

【対応】

局はこれまで、浄水場等の運転管理、料金徴収等可能な業務から個別に民間委託を行ってきた経緯がある。今後も、既存業務の活用範囲や具体的手法等の見直しを行い、事業運営の更なる効率化により、引き続き経営基盤の強化を図るものである。

そうしたなか、前述のように、局は現在、県の推進する経営基盤の強化、格差是正に向けた広域化の推進についての検討を進めており、そうした動きは、事業の運営を委ねるコンセッション方式の導入に優先するものとする。

なお、個別業務の委託化や包括的民間委託の業務範囲拡大等の官民連携については、局において、改めて民間委託等を検討するための組織を設置し、今後の取組方針を定めるものとする。

(5) 指定給水装置工事事業者制度の改善

指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受

けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

【対応】

今後、1年以内に示される政省令等を基に、必要な改正等を行うものとする。

併せて、川越市指定給水装置工事事業者の更新手数料を確定する。

(6) 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項

国、県、市及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

【対応】

局は、市の川越市地域防災計画に準拠した川越市上下水道局震災等防災計画を策定しており、応急給水、上水道施設の被害調査及び応急復旧等の対策について、同計画に基づき訓練を実施している。

今後、協定を締結している川越市管工事業協同組合等の関係機関と連携を図り、合同訓練の実施を含めた応援体制の確保に努める。

3 公共下水道事業について

今回、水道法の改正に伴い局の考え方をまとめたものであるが、局は上下水道事業を一体とした事業運営を推進していくものであり、効率的な運営という観点から、公共下水道事業について該当する事項は、可能な限り共通の課題として取り組むものとする。